

【平成26年4月1日制定】

【平成27年12月15日改正施行】

【平成30年3月1日改正施行】

【平成30年6月19日公示】

短期大学部(船橋校舎)不正行為(カンニング等)処罰指針

短期大学部(船橋校舎)では、定期試験、平常試験、追試験及び再試験での不正行為(カンニング、試験妨害、身代わり受験等)を、日本大学短期大学部学則第50条及び第51条に定める懲戒(訓告、停学、退学)をもって厳格に処罰を行った上で、下記のとおり教育指導上の措置を徹底する。

また、上記以外の論文、レポート、図面及び作品等において、盗用あるいは引用を明示しないで作成し提出するなどの不正行為については、短期大学部(船橋校舎)学生懲戒委員会で審議したのち、上記と同様な処置を行う。

記

- ① 当該受験科目の成績を無効とすることに加え、その悪質性などを勘案し、当該学期に履修しているすべての科目(実験・実習・実技・ゼミナールを除く)の成績を無効とする。
- ② 指導徹底のため、保証人(父母等)、所属学科長、クラス担任等へ連絡する。
- ③ 再発防止の一助とするため、氏名、学科、学年、学生番号、懲戒の内容等を学生課掲示板へ1週間掲示する。

以 上